

名称および住所

当アカデミーは「サーカス×体育アカデミー名古屋」と（以下当アカデミーと言う）称し、愛知県名古屋市西区押切2丁目5-23に事務所を置きます。

運営

当アカデミーの運営・管理（会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の定手続きを含む）はサーカス×体育アカデミー名古屋事務所が行います。

入会規定

◎入会規定

各レッスンに定められた年齢に該当し、当アカデミーの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「会員」といいます。）未成年者が会員になろうとするときは、親権者の同意書が必要です。

◎入会方法

本アカデミーのホームページにて、所定の入会申込書をご記入の上、お申し込みください。

◎レッスン日

それぞれのレッスンごとに定められた曜日と時間帯で行います。

◎お休み

入会時、又半年ごとに講師よりレッスンスケジュールをお渡しいたします。

そちらをご確認ください。

当アカデミーのホームページでも、レッスンスケジュールの確認が可能です。

天災・災害（暴風警報・大雪警報・地震警報）ならびに法定伝染病（インフルエンザ等を含む）により、レッスンを行うことが困難と判断した場合は、お休みとします。

◎撮影

S N Sへの動画投稿・公開によるトラブルを未然に防止するために、レッスン時の保護者による撮影は基本的に禁止します。

費用について

会員は、本アカデミーが定める会費を所定の手続きにより支払います。会費は指導の対価として消費税込みの金額とします。レッスンにより、別途費用が必要になる場合があります。

レッスン代等の納入について

◎会費の不返還

入金していただいた会費等は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

◎会費の滞納

会員が会費の納入を怠った時は、本アカデミーは指導を停止し、または退会させることがあります。

休会・退会規定

◎休会

- 1) 一か月以上続けてお休みする場合、お休みする前月までにあらかじめ各講師もしくは事務所にお申し出ください。
- 2) 急病などやむを得ない場合は、講師あるいは事務局までお知らせください。

◎退会

- 1) 万一、退会される場合は、退会される月の前月までに、あらかじめ各講師もしくは事務所にお申し出ください。
- 2) 急病などやむを得ない場合は、講師あるいは事務局までお知らせください。
- 3) 三か月連絡が無く休む場合は、退会とみなします。

天災等によるお休みについて

◎台風・大雪・地震等

- 1) レッスン日、正午現在に警報が発令されている場合は、お休みになります。
- 2) 万一、レッスン時中に警報が発令された場合、レッスンを取すぐにやめ、施設内の安全な場所で待機します。お手数ですが、直ちにお湯替えにお越しくさせていただきますようにお願いします。
- 3) 台風の進路状況により警報が発令されていない場合でも、事務局の判断で、お休みにさせていただく場合がございます。
※お休みの場合は、事務所よりご家庭にご連絡申し上げます。
※天災によるお休みの場合は、振替レッスンは実施しません。
- 4) インフルエンザ等で施設がお休みになった場合、レッスンもお休みになります。この場合も天災とみなし、振替レッスンは実施しません。

規則の順守および責任

会員は当アカデミーが定める本規約・入会案内・その他の注意事項を守らねばなりません。

当アカデミー内（駐車場含む）で発生した盗難・傷害・遺失物・その他の事故について、当アカデミーは一切の責任を負わないものとします。また会員は、事故の責任に帰すべき原因により、当アカデミーまたは第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさねばなりません。

傷害事故

- 1) レッスン受講中の傷害について、スポーツ傷害保険の対象範囲内のみで対応するものとします。むちうちや関節痛など医学的他覚所見がないものはスポーツ傷害保険の対象となりません。
- 2) レッスン中、講師の指示を無視した行動、またレッスン時間外の自主練習や遊びの中での事故の責任は負いかねます。

- 3) 当アカデミーでの事故および怪我は、発生より1週間以内に当スクールまで報告が無い場合、補償の対象となりません。

会員資格の喪失

当アカデミーは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止をすることができます。

- 1) 当アカデミーの定める会費・諸費用につき、2か月以上滞納したとき。
- 2) 当アカデミーの施設を故意に毀損したとき。
- 3) 当規約に違反したとき。
- 4) 当アカデミーの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 5) 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 6) 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7) 当アカデミーの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 8) その他当スクールが、社会通念に照らし、当スクール会員としてふさわしくないと認めたとき。